

福岡市営住宅退去者滞納家賃等債権回収業務委託に係る
提案競技実施要領

令和 8 年 7 月

福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅運営課

この提案競技実施要領は、福岡市営住宅退去者滞納家賃等債権回収業務委託の最優秀提案者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。提案競技に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行うこと。

1 公示開始日

令和8年7月21日（火）

2 委託事業概要

(1) 事業名称

福岡市営住宅退去者滞納家賃等債権回収業務

(2) 事業内容

資料1「業務委託仕様書（提案時）」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※ただし、良好に業務を履行した場合は、予算成立を前提とし、4カ年を限度として契約を更新する場合がある。

(4) 予算額

1,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託料の算定方法

当該業務に係る委託料は、受託者から福岡市へ払い込みがあった金額に対し、成功報酬率を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。また、上記委託料の月額額の10%の金額を消費税相当額（1円未満の端数は切り捨てる。）とし、上記委託料に付加する。

なお、提案する成功報酬率は、集金回収実績の50%を上限とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費、その他一切の諸経費を含むものとする。

※1 今回の見積りは、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時には、提出された見積書を基本とし、特定者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。

※2 毎年の予算の議決状況により変動するため、契約を確約するものではないことを留意すること。

※3 本業務は令和9年度以降も同様の業務内容を継続して実施する予定であり、年度をまたがる案件等に対して同一の受託者が継続して取り組むことでより効果的な対応が可能となる。よって、当該令和8年度の履行状況が良好であり、かつ当該年度の予算措置がなされた場合に限り随意契約を行うことがある。

3 スケジュール（予定）

公示／質問受付開始	令和8年7月21日(火)
質問書の提出期限	令和8年7月28日(火)17時必着
質問の回答 (ホームページ上に公開予定)	令和8年7月30日(木)
参加資格確認申請書の提出期限	令和8年8月7日(金)17時必着
参加資格の確認結果通知	令和8年8月13日(木)
企画提案書の提出期限	令和8年8月20日(木)17時必着
プレゼンテーション	令和8年8月25日(火)
最優秀提案者決定及び結果通知	令和8年8月28日(金)
契約締結	令和8年9月中旬(予定)

4 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 各都道府県及び市町村より入札参加停止（指名停止も同じ）の期間中でない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であること。同法第 57 条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- (9) 地方公共団体における本業務と類似の業務受託実績を有すること。
- (10) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (12) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体でないこと。
- (13) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教法人でないこと。
- (14) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度」の認証を取得していること。
- (15) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (16) 災害等インシデントが生じた場合の事業代替継続を可能とするため、複数事務所を有していること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5 参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月21日（火）から令和8年8月7日（金）17時必着

(2) 提出方法

電子メール

※データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめること。

※ファイル名は、「【提出年月日】_【事業者名】_参加申請書」とすること。

※送信後、提出した旨を「13 問い合わせ先」に電話連絡すること。

(3) 提出先

福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅運営課

E-mail : j-unei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案競技の公示日又は参加資格確認申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑤の提出を免除する。

① 参加資格確認申請書（様式1号）

② 登記事項証明書

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2）上記以外の者については、所在地市町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑤ 委任状（様式2号）

注1）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）

に行わせる場合は、様式第2号により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書（様式3号）

注1）様式第3号に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式4号）

注1）様式4号に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑨ 地方公共団体における本業務と類似の業務受託実績を有することが分かる資料

⑩ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していることが分かるもの

⑪ 定款

⑫ 会社概要（事業概要が分かるパンフレット等も可）

6 参加資格の確認及び結果通知

(1) 提案者が「4 この提案競技に参加する者に必要な資格」の事項を満たしているか審査する。

(2) 結果については、電子メールにて、令和8年8月13日（木）までに通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(3) (2)の通知において、参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加できない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月20日（木）17時必着

(2) 提出方法

電子メール

※データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめること。

※ファイル名は、「【提出年月日(西暦)】_【事業者名】_企画提案書」とすること。

※送信後、提出した旨を「13 問い合わせ先」に電話連絡すること。

(3) 提出先

福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅運営課

E-mail : j-unei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 提出書類

以下の全ての書類をもって「企画提案書」とする。

- ・企画提案書（任意様式）
- ・成功報酬見積書（様式5号）

(5) 作成要領

- ・資料はA4版（長辺とじ）とし、10枚以内で作成する。
- ・企画提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。
- ・企画提案書は、資料1「業務委託仕様書（提案時）」に示した内容を踏まえたうえで、資料2「評価項目配点表」の項目順により記載し、原則1項目ごと1枚にまとめること。
- ・本提案競技において使用する言語は「日本語（商標及び固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とする。

(6) 留意事項

- ・1者1提案とし、1者から複数の提案は認められない。
- ・提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- ・提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

- ・提出された企画提案書は、最優秀提案者の選定を行う事務に必要な範囲で、市にて複製を作成することがある。

- ・本提案競技に参加する者が1者であった場合も、企画提案書の内容について審査を行い、最優秀提案者を選定するものとする。

8 参加辞退及び失格事由

(1) 参加辞退

参加を辞退する場合は、電子メールで「提案競技参加辞退届」（任意様式）を提出すること。送信後、提出した旨を「13 問い合わせ先」に電話連絡すること。

(2) 失格事由

以下のいずれかの事由に該当する場合は、失格となる。

- ① 企画提案書の提出期限を過ぎた場合
- ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定委員会による審査

最優秀提案者を決定するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて、企画提案書の内容について、資料2「評価項目配点表」に基づき審査し、下記「10 採点方法及び契約相手方の決定方法（1）採点方法」のとおり採点を行う。

なお、提案競技に参加する者が1者であった場合でも、提案の審査・選定は実施するものとする。

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、当該事業を主に実施する担当者が行うこと。なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者に電子メールにて後日通知する。

- ・日時：令和8年8月25日（火）（予定）
- ・時間：20分（説明10分・質疑応答10分）

説明のあと選考委員及び事務局からの質問に対して口頭で回答すること。

当日の追加資料等の配布及び使用は認めない。

(2) 結果通知

令和8年8月28日（金）に、提案者全員に電子メールで通知するとともに、最優秀提案者の名称を福岡市のホームページにおいて公表する。

(3) 留意事項

- ・審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。
- ・審査は非公開とし、審査結果に対する質問及び異議申し立てはできない。

10 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

選定委員会の各委員が、資料2「評価項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、選定委員全員の得点を平均した整数（小数点第1位を四捨五入）を評価得点とする。最も評価得点が高い者を最優秀提案者とする。

(2) 最低基準

以下のとおり、評価得点に最低基準を設ける。

配点合計の6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(3) 契約相手方候補者の決定方法

「(1) 採点方法」のとおり審査を行い、最も評価得点が高い最優秀提案者を契約相手方候補者とする。

また、提案者が1者のみの場合は、提案内容を審査し、評価得点が6割以上の場合に最優秀提案者とみなし、契約相手方候補者とする。

(4) 契約相手方候補者決定後の手続き

最優秀提案者決定後、速やかに福岡市と契約の契約候補者との間で最終的な仕様等の協議を行い、契約内容の詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結する。

なお、契約締結に至らない場合は次順位の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(5) 次年度以降の契約締結について

良好に業務を履行した場合は、翌年度の予算成立を前提とし、4か年を限度として契約を更新する場合がある。

11 提案競技に関する質問及び回答

(1) 質問書提出期限

令和8年7月21日（火）から令和8年7月28日（火）17時必着

(2) 提出方法

質問書（様式6号）に記入の上、電子メールで提出すること。

※メールの件名は、「福岡市営住宅退去者滞納家賃等債権回収業務委託に関する質問」とすること。

※送信後、提出した旨を「13 問い合わせ先」に電話連絡すること。

※「質問書」以外による質問及び受付期間外の提出は不可とする。

(3) 提出先

福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅運営課

E-mail : j-unei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和8年7月30日（木）（予定）までに、福岡市ホームページに記載する（類似する質問は集約して回答）。

12 その他の留意事項

- ・提案に要する費用については、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・本提案競技に関して福岡市が配布した資料は、市ので了承なく公表又は他の目的に使用しない。
- ・本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- ・提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となる。

13 問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局住宅部住宅運営課 担当 倉橋

住 所 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 冷泉ハープビル2階

T E L 092-271-2552

F A X 092-271-2556

E-mail j-unei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

14 添付書類

【資料】

資料 1 業務委託仕様書（提案時）

資料 2 評価項目配点表

【様式】

様式 1 号 参加資格確認申請書

様式 2 号 委任状

様式 3 号 誓約書

様式 4 号 役員名簿

様式 5 号 成功報酬見積書

様式 6 号 質問書